

金取引ルールの新旧対照表

(2022年3月11日改定、同日施行)

※変更箇所には下線を付しています。

頁	改定前	改定後
3	<p>8 注文の上限</p> <p>① <u>スポット購入及びスポット売却取引</u> <u>月末最終営業日の2~3営業日前は、</u> <u>お客様一人あたりの1日のスポット購</u> <u>入及びスポット売却取引金額の上限</u> <u>を100万円</u> (手数料・消費税含む) ま でに制限させていただきます。</p> <p>② (省略)</p>	<p>8 注文の上限</p> <p>① <u>スポット購入取引</u> <u>お客様全体における1日あたりのスポ</u> <u>ット購入金額の上限を20kg相当額</u> (手数料・消費税含む) までに制限さ せていただいております。</p> <p>② (現行通り)</p>

頁	改定前	改定後
3～4	<p>9 定額積立取引の申込み・停止・積立金額の変更</p> <p>① 定額積立取引の申込み <u>毎月15日の20時00分頃までに定額積立取引のお申込みを完了</u>いただくと、<u>申込完了日の翌月より積立購入取引金額の引き落としが開始</u>され、<u>引き落としの翌月に定額積立取引による買付けが行われます</u>（<u>申込完了日の翌々月より定額積立取引による買付けが開始</u>されます。）。ただし、<u>毎月15日の20時00分頃までにお申込みを完了</u>いただいた場合でも、お申込み内容の不備や当社または金融機関における事務処理遅延等により、<u>申込完了日の翌々月に定額積立取引による買付けが開始</u>されない場合があります。</p> <p>② 定額積立取引の停止 <u>毎月15日の20時00分頃までに定額積立取引停止のお申込み</u>いただくと、<u>申込日の翌月最終営業日が積立実行最終日</u>となります。</p> <p>③ 積立金額の変更 <u>毎月15日の20時00分頃までに積立金額変更のお申込み</u>いただくと、<u>申込日の翌々月より変更した積立金額にて定額積立取引による買付け</u>を行います。</p>	<p>9 定額積立取引の申込み・停止・積立金額の変更</p> <p>① 定額積立取引の申込み <u>毎月15日の20時00分頃を締切日時</u>とし、<u>締切日時までに定額積立取引のお申込みを完了</u>いただくと、<u>締切日時の翌月より積立購入取引金額の引き落としが開始</u>され、<u>引き落としの翌月に定額積立取引による買付けが行われます</u>（<u>締切日時の翌々月より定額積立取引による買付けが開始</u>されます。）。ただし、<u>締切日時までにお申込みを完了</u>いただいた場合でも、お申込み内容の不備や当社または金融機関における事務処理遅延等により、<u>締切日時の翌々月に定額積立取引による買付けが開始</u>されない場合があります。</p> <p>② 定額積立取引の停止 <u>毎月15日の20時00分頃を締切日時</u>とし、<u>締切日時までに定額積立取引停止のお申込み</u>いただくと、<u>締切日時の翌月最終営業日が積立実行最終営業日</u>となります。</p> <p>③ 積立金額の変更 <u>毎月15日の20時00分頃を締切日時</u>とし、<u>締切日時までに積立金額変更のお申込み</u>いただくと、<u>締切日時の翌々月より変更した積立金額にて定額積立取引による買付け</u>を行います。</p>

以上